

## サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けられた方（登録事業者）へ

登録を受けられた後も、以下の場合に市への手続きが必要となりますので、遅延なく処理していただくようお願いいたします。

## 整備が完了したとき

登録後、サービス付き高齢者向け住宅の整備（建設、改造等）が完了した場合には、その整備が完了後すみやかに、指定の様式にて報告する必要があります。（法第 24 条第 1 項）

## 登録の有効期限をむかえるとき

登録有効期限は 5 年となっており、期限後も登録の継続を希望する場合は、その期限が終了する前に、指定の様式にて登録更新の申請をする必要があります。なお、期限内に登録更新の申請がなされない場合は、自動的に登録は抹消されます。（法第 5 条 2 項）

## 登録内容に変更があったとき

登録した内容に変更があった場合は、変更のあったその日から 30 日以内に、指定の様式にてその旨を届け出る必要があります。（法第 9 条第 1 項）

## 地位を承継されたとき

登録事業者の地位を承継した方は、承継のあったその日から 30 日以内に、指定の様式にてその旨を届け出る必要があります。（法第 11 条第 3 項）

## 事業の廃業等をされるとき

登録事業を廃業等しようとする場合は、その日の 30 日前までに、指定の様式にてその旨を届け出る必要があります。（法第 12 条第 1 項）

## 登録の抹消を希望されるとき

登録の抹消を希望される場合は、指定の様式にて登録抹消の申請をする必要があります。（法第 13 条 1 項）

※詳細は西宮市サービス付き高齢者向け住宅登録制度実施要綱（<sup>ホームページ</sup>HP 掲載）をご覧ください

## ◆お問い合わせ先◆

西宮市役所 都市局 都市総括室 すまいづくり推進課  
TEL：0798-35-3778

## ◆西宮市サービス付き高齢者向け住宅に関するホームページのご案内◆

トップページ → 暮らし・手続き → すまい → すまいの情報・相談 →  
すまいに関する手続き・申請 → **サービス付き高齢者向け住宅の登録制度**